

青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会設置要領

(趣旨)

第1 農業関係の施設整備等を内容とする別表に定める国庫交付金事業(以下「事業」という。)の効率的かつ適正な執行を確保するため、学識経験者等の第三者の意見を聴く機関として青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施方針及び実施計画に関すること
- (2) 事業の実施状況に関すること
- (3) 事業の成果についての評価に関すること
- (4) その他必要と認めること

(組織)

第3 検討委員会は、公平な立場にある学識経験者等の中から農林水産部長が委嘱した委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5 検討委員会は、農林水産部長が招集する。

- 2 検討委員会は、議事案件について検討する。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 検討委員会の庶務は、構造政策課において処理する。

(雑則)

第7 この要領に定めのあるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成18年4月26日から施行する。

(別表)

対象国庫交付金名
食の安全・安心確保交付金（特別交付型交付金は除く。） 強い農業づくり交付金 元気な地域づくり交付金（構造政策課所管部分に限る。） バイオマスの環づくり交付金

青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会委員

氏名	所属	職名
山本 恭逸	青森公立大学経営経済学部	教授
小川 千恵	NPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろば	代表理事
藤田 治一	五所川原商工会議所	専務理事
白川 弘子	NPO法人青森県消費者協会	常務理事
川村 仁	社団法人青森県薬剤師会	常務理事